

今号のお知らせ

- **日本年金機構** P2-3
 - 令和6年度定時決定と算定基礎届
 - 賞与支払届を忘れずにご提出ください。
 - 算定基礎届(7月)賞与支払届の提出は電子申請をご利用ください。
- **全国健康保険協会 岩手支部** P4-5
 - 生活習慣病予防健診・家族健診(特定健診)のご案内
 - 令和6年度歯科健診事業のご案内
- **岩手県社会保険労務士会** P6
 - 社労士通信 vol.25
- **社会保険協会** P7・P8
 - 2024年度一般財団法人岩手県社会保険協会の事業計画について
 - 県南地区社会保険委員会ボーリング大会を開催しました
 - 2024年度 岩手県社会保険協会会費納入のお願い
 - 2025年度から「口座振替」を始められる場合のお手続き方法



「見事な藤の名所・一戸町」

県北一戸町には「藤島のフジ」という名所があり、九戸一揆のときここに陣を張った際、このフジが島のように見えたことから藤島と名がつけられたそうです。

さらに全国で天然記念物に指定されている7か所の内の一つです。釣り人にとって藤の花が咲く頃、溪流の宝石と言われるヤマメのベストシーズンを告げると言われ、馬淵川をはじめ多くの支流で自然を満喫する釣り人の姿も多く見られる象徴でもありますね。

令和5年10月からスタートのインボイス制度について
当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。
「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っておりません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会
編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

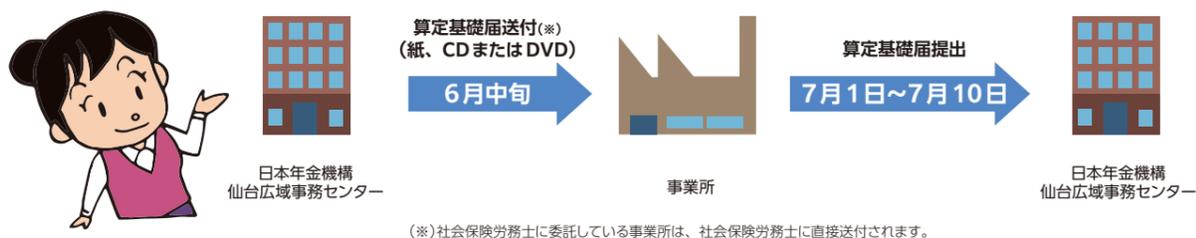
職場で回覧しましょう

令和6年度 定時決定と算定基礎届

7月1日現在で使用しているすべての被保険者に4~6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを**定時決定**といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

令和6年度の算定基礎届提出スケジュール



(※)社会保険労務士に委託している事業所は、社会保険労務士に直接送付されます。

算定基礎届等の作成・提出時の注意事項

1. 算定基礎届の提出が不要な場合

- ◎令和6年6月1日以降の資格取得者
- ◎令和6年6月30日以前の退職者
- ◎令和6年7月、8月、9月随時改定の月額変更届対象者

2. 70歳以上の届出

以下の①~③のすべてに該当する者がいる場合は、「70歳以上被用者算定基礎届」の提出が必要です。備考欄の「1.70歳以上被用者算定」を○で囲み、個人番号または基礎年金番号を記入してください。

- ①70歳以上 ②過去に厚生年金保険の被保険者期間がある ③常時使用されている

3. 支払基礎日数が17日未満の月の取扱い

標準報酬月額は、4月、5月、6月に支払った報酬の平均額から算出しますが、支払基礎日数(報酬の支払対象となった日数)がそれぞれ17日(※)以上あることが要件です。支払基礎日数が17日未満の月の報酬月額は、「算定基礎届」の報酬月額の総計および平均額の計算に入れないでください。

(※)国・地方公共団体および特定(任意特定)適用事業所にお勤めの短時間労働者の場合は、11日となります。届出用紙で提出する場合は、備考欄の「6.短時間労働者」を○で囲んでください。「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄の短時間労働者設定をしてください。

4. 4分の3以上の勤務者(パートタイマー等)の取扱い

◎届出用紙で提出する場合は、備考欄の「7.パート」を○で囲んでください。「電子申請」「電子媒体」で申請する場合は、備考欄のパート設定をしてください。

◎支払基礎日数が17日以上のある月がある場合には、17日以上ある月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。

◎支払基礎日数がすべて17日未満であるが15日以上のある月がある場合には、15日以上17日未満の月の報酬月額の総計を、その月数で割って平均額を出してください。

◎支払基礎日数がすべて15日未満の場合は、従前の標準報酬月額で決定するため、「届出用紙」で提出する際には、「総計」欄と「平均額」欄は記入しないでください。

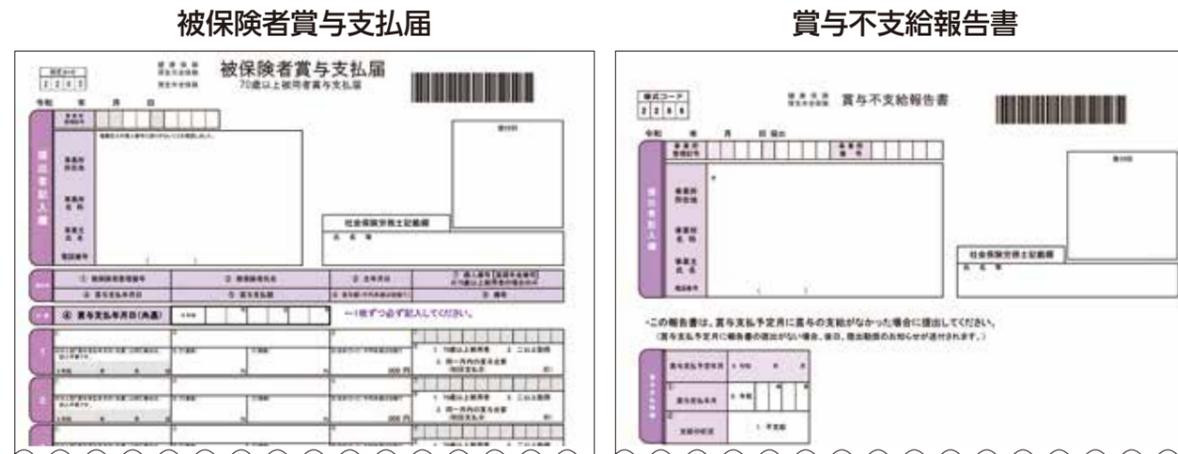
令和6年度の算定基礎届事務講習会の開催について

今年度も適正な届書を作成し提出していただくため、算定基礎届事務講習会を開催します。日程および会場等につきましては、「日本年金機構ホームページ」に掲載しています。

賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出もれがないようご注意ください。

なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いいたします。

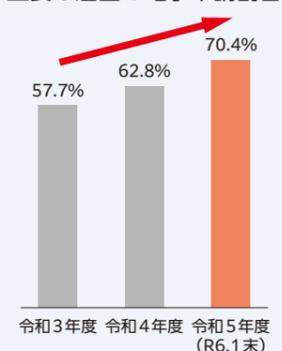


算定基礎届(7月) 賞与支払届の提出は**電子申請**をご利用ください。

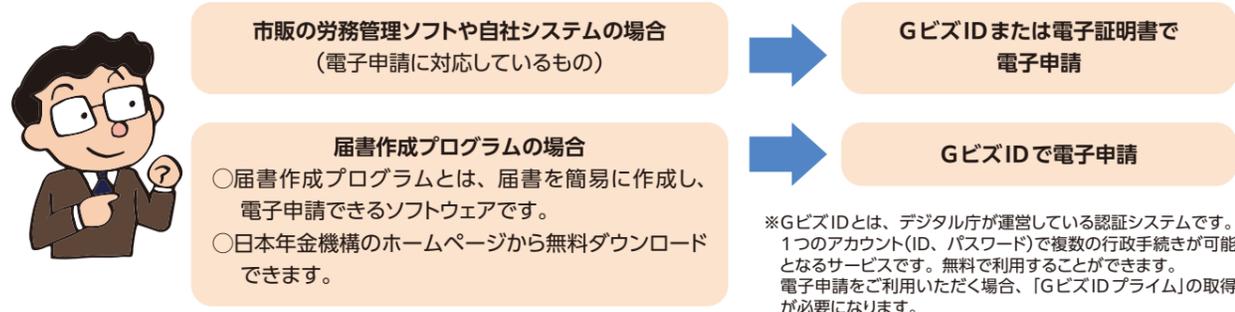
★電子申請のメリット

- いつでもどこでも申請可能
→オンラインで24時間365日申請ができます。
- コスト削減
→郵送費、交通費の削減ができます。
- 処理が早い
→例えば健康保険証は、紙で申請するよりも3~4日早く届きます
- 安全なネットワーク
→セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています。

主要な届出の電子申請割合



ご利用のソフトウェア別の電子申請方法



※GビズIDとは、デジタル庁が運営している認証システムです。1つのアカウント(ID、パスワード)で複数の行政手続きが可能となるサービスです。無料で利用することができます。電子申請をご利用いただく場合、「GビズIDプライム」の取得が必要となります。

＼令和6年度の健診始まっております！
生活習慣病予防健診・家族健診(特定健診)のご案内

生活習慣病予防健診 〳お得で充実の検査内容！

▶対象者：35歳～74歳の被保険者様

生活習慣病予防健診の詳細はコチラ→



実施機関一覧はコチラ→



生活習慣病のおすすめポイント！

ポイント①

費用 **最高 5,282円**
 総額約19,000円の健診が約5,000円で受けられます！
※事業者(定期)健診の場合約8,000円

検査項目 **約31項目**
 がん検診(胃がん・大腸がんなど)も含んだ充実の検査項目！
※事業者(定期)健診の場合約22項目

令和6年4月からは付加健診の対象者の年齢が拡大されております！

※付加健診とは、節目の年齢において生活習慣病予防健診(一般健診)に追加できる健診で、腹部超音波検査、眼底検査、肺機能検査など、より詳細な健診が受けられます。

ポイント②

費用 **最高 2,689円**
 ※総額約1万円の健診が

対象者年齢 **令和6年4月からは**
 40歳、50歳に加え
 45歳、55歳、60歳、65歳、70歳も対象

生活習慣病予防健診のお申し込みは健診機関を選んで、電話で予約するだけ！

家族健診(特定健診) 〳従業員様の健康は、ご家族様の健康があつてこそ！

▶対象者：40歳～74歳の被扶養者(ご家族)様

家族健診について詳しくはこちら→



家族健診(特定健診)につきましては、協会けんぽが**7,150円**を補助しており、**無料**で受けられる健診機関もございます。
 健診実施機関や費用等については右の二次元コードよりご確認ください。



受診の流れ

- ①ご案内(受診券)が被保険者様の自宅へ届く**
- ②健診機関に電話で予約**
※お住まいの市町村の集団健診を受診する場合、予約は不要です。その場合、健診の日時、場所等の詳細は市町村の広報誌やホームページ等でご確認ください。
- ③受診**
◎受診券
 ◎保険証
 ◎健診費用をお持ちください。

■お問い合わせ先

生活習慣病予防健診に関するお問い合わせ → TEL019-604-9089(保健グループ)
 動画に関するお問い合わせ → TEL019-604-9018(企画総務グループ)

＼協会けんぽの補助を使ってお得に受けられます！
令和6年度 歯科健診事業のご案内

先着 700名様限定

全国健康保険協会岩手支部では、歯科健診事業を実施しております。
 歯科医師が事業所様を訪問し、**割引料金**で歯科健診を実施させていただきます。

対象：協会けんぽ岩手支部の**被保険者様**(歯科医療を提供している事業所の被保険者は除く)
 ※対象者以外の方は割引料金の対象とはなりません、お申し込みは可能です。



- 料金** ▶ **1,100円**(税込) 正規料金2,420円のところを協会けんぽからの補助を受けられます。
- 実施数** ▶ **先着700人** 700人に達した時点で申し込みを終了いたします。
- 実施期間** ▶ **令和6年6月～令和7年2月**
- 申込方法** ▶ 申込書を岩手県歯科医師会まで FAX または郵送で提出

申込書のダウンロード、事業の詳細については、岩手支部のホームページをチェック！
 右の二次元コードからご覧いただけます。→



＼全身の健康は歯の健康から！

歯を失う主な原因は、むし歯と歯周病と言われています。歯を失うと「かむ」ことが難しくなり、食べられるものも限られてきてしまいます。また、**歯周病は、生活習慣病の発症とも関係しています。**

歯の病気でも、生活習慣病と関わっているんですね？

はい。特に歯周病と糖尿病の関連性が注目されており、糖尿病があると歯周病が悪化し、また重度の歯周病があると糖尿病が悪化するというように、双方向に影響を及ぼす関係であることがわかっています。

歯科健診は、むし歯と歯周病を早期に発見するための健診です。この機会にぜひ歯科健診を受診くださいますようお願いいたします。



■お問い合わせ先

お申し込み・健診内容等について TEL019-621-8020(一般社団法人岩手県歯科医師会)
 本事業内容について TEL019-604-9018(企画総務グループ)

多様な正社員制度を活用して 人材を確保しよう!

急速な人手不足が進むなか、「多様な正社員制度」を導入する企業が増えています。優秀な人材の確保・定着や、有期契約労働者から無期転換への対応にも効果が期待できます。

社長 先日他社で、「多様な正社員制度」を導入したんだよって聞いたけど、それってどんな制度なの？



社労士 「多様な正社員制度」とはいわゆる、従来の転勤や残業などの制限がなく働くことができる正社員に対して、職務や勤務地、勤務時間などの労働条件の一部を限定した正社員制度のことですね。一例として次のような制度があります。

種類	内容
職務限定正社員	担当する職務内容や仕事の範囲が他の業務と明確に区別され、限定されている正社員
勤務地限定正社員	勤務するエリアが限定されている。転居を伴う転勤がない、あるいは転勤が一切ない正社員
勤務時間限定正社員	所定労働時間がフルタイムでない、あるいは残業が免除されている正社員

※上記を組み合わせて運用することもあります。

社長 この制度を導入することで、会社にとってどんなメリットがあるの？

社労士 例えば介護などの家庭の事情により仕事を辞めざるを得ない正社員の離職防止に、「勤務地限定正社員」や「勤務時間限定正社員」を活用することができます。正社員にとっては、勤務地や残業時間をコントロールでき、ワーク・ライフ・バランスの実現が可能となります。会社にとっては働き方に制限のある正社員が高いモチベーションで長く働き続け、戦力として活躍してもらえる効果なども期待できます。



働き方を選択できる制度の導入には、転勤や配置転換の必要性などの正社員の働き方の見直しとともに、多様な正社員と正社員との処遇均衡の検討も必要になりますね。

社長 なるほど。今後の人手不足が心配だから、是非導入を検討してみたいなあ、相談に乗ってくれるかい。

社労士 はい、お任せください！
制度設計から導入、運用までご対応させていただきます。



ささいな事でもお気軽にどうぞ！

詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>

2024年度一般財団法人岩手県社会保険協会の事業計画について

2024年度の事業計画については、3月28日予算理事会により承認されたところです。概要については以下の通りとなっています。

なお、2024年度事業計画及び予算、2023年度事業報告書及び決算書は、6月に予定しております定時評議員会の承認後、当協会ホームページに掲載する予定です。

.....【2024年度事業計画の概要】.....

1. 本会事業及び社会保険制度の周知広報活動事業

(1) 広報活動

- ① 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月(奇数月)発行
- ② ホームページ等を活用した制度広報の充実
- ③ 会員事業所に対する制度図書は無償配布
 - ・ 社会保険の事務手続(適用・給付版)
 - ・ 保存版制度マニュアルシート
 - ・ 健康づくりカレンダー
 - ・ 社会保険事業カレンダー
 - ・ その他



- ④ 全国健康保険協会が行う各種健診等に関する広報支援

(2) 社会保険事務等研修(講習)会の開催

日本年金機構、全国健康保険協会、岩手労働局及び公共職業安定所、社会保険委員会、岩手県社会保険労務士会、岩手県商工会議所連合会、岩手県商工会連合会及び岩手県中小企業団体中央会等をはじめとする関係機関と協力連携し、下記の研修(講習)会を実施する。

令和5年度月別研修計画(予定)

月別	研修	開催場所	備考
4月~5月	事務担当者研修	二戸市、北上市、盛岡市、金石市、一関市、滝沢市、宮古市、久慈市	社保いわて3月号に募集チラシ同封
8月~9月	ライフプランセミナー(仮称)	盛岡市、花巻市、奥州市、二戸市、宮古市、大船渡市	社保いわて7月号に募集チラシ同封
10月~12月	年金制度説明会	盛岡市、岩手町、北上市、奥州市、滝沢市	社保いわて11月号に募集チラシ同封

(3) 会員の拡大

会員拡大対策の一環として、新たに年金委員、健康保険委員となった方のうち未加入事業所への勧奨について岩手県社会保険委員会連合会と連携して取り組む。

(4) 保健事業及び健康づくり事業の推進

健診事業を中心とした全国健康保険協会の保健事業推進の協力支援を行う。特に生活習慣病予防健診及び特定健診の推進、健康経営宣言事業所の拡大を重点に事業主及び被保険者等に対する啓発活動を行う。

健康づくり事業実施計画

実施予定月	実施種目	開催場所	備考
4月	健康ウォーク	遠野市	社保いわて3月号に募集チラシ同封
6月	鞍掛山軽登山	滝沢市	社保いわて5月号に募集チラシ同封
11月	健康ウォーク	平泉町	社保いわて9月号に募集チラシ同封

- ・ 各種研修会に合わせた健康づくり事業の開催
- ・ 事業所内で行う健康づくり講習会等への講師派遣
- ・ 健康づくりDVDの貸し出し
- ・ 日常生活になじみやすい運動及び食事を取り込んだ健康づくりカレンダー「すこやかファミリー」を会員事業所に配付し健康づくり推進の啓発

(5) 福利厚生事業

- ① 会員相互の情報交換及び異業種間の交流の場としてレク活動などの開催

実施予定月	事業名称	予定会場	備考
10月	ゴルフ大会	紫波町	社保いわて9月号に募集チラシ同封

- ② 全社連(全国社会保険協会連合会)と連携した宿泊施設等の会員事業所への優待事業の実施
- ③ 会員限定の文化事業(音楽、演劇等)への優待事業の案内
- ④ その他独自事業の実施



社会保険協会からのお知らせ

☆県南地区社会保険委員会ボーリング大会を開催しました

令和6年2月17日奥州地区

区委員会が中心となって4年ぶりのボーリング大会が8チーム40名の参加により奥州市で開催されました。久しぶりの方、初心者の方を交えて楽しいひと時を過ごすことができました。事務局の皆さん大変お疲れさまでした！



社会保険協会からのお願い

2024年度 岩手県社会保険協会会費納入のお願い

2024年度の協会費(年会費)の口座振替の事業所様には「口座振替のお知らせ」を同封させていただきます。「口座振替」以外の会員事業主様にはコンビニ・ゆうちょ銀行の「払込取扱票」を7月上旬に送付いたします。納入につきまして引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。当協会は、県内の会員事業所様のご協力のもと、広報事業、健康啓発等事業、各種研修事業等運営しております。事業の詳細は「協会事業のご案内」や当協会ホームページ等をご覧ください。2024年度につきましても会員事業所様のお役に立つ事業運営に努めてまいりますので、何卒よろしくようお願い申し上げます。

2024年度岩手県社会保険協会会費の納入方法

*「払込取扱票」による納入の場合

長3封筒にて7月送付します「払込取扱票」により8月末日までに、コンビニ、ゆうちょ銀行、郵便局で納入をお願いいたします。

※コンビニ、ゆうちょ銀行での納入の際、手数料はかかりません。(ゆうちょ銀行での現金納入時の加算料金110円は2024年1月22日より廃止されました。)

*「口座振替」による納入の場合

「口座振替のお知らせ」に記載しています協会費(年会費)を振替日にご指定の口座から引き落としさせていただきます。2024年度の振替日は**2024年7月4日(木)**です。

2025年度から「口座振替」を始められる場合のお手続き方法

当協会では、2023年度(令和5年度)から会費の「口座振替」を開始し、キャッシュレス化による事務効率、利便性から既に多くの事業所様にご利用いただいております。収納代行会社は、リコーリース(株)です。2025年度から「口座振替」の開始を希望される場合は、「口座振替依頼書」をお送りしますので当協会宛にご提出願います。

※「口座振替」による手数料等のご負担はありません。

口座振替申込書

(FAX: 019-626-0252 または E-mail: i-kyokai@syahokyo-iwate.comへお申し込みください。)

協会会員番号		ご担当者名(フリガナ)
事業所名		
事業所所在地		電話番号

※2025年度から「口座振替」の開始スケジュール。

- ・「口座振替依頼書」のご提出期限 2024年12月末日
- ・事前通知「口座振替のお知らせ」の送付 2025年5月中旬
- ・ご指定口座からの引き落とし 2025年7月4日

年金出張相談所

会場	6月	7月	時間
盛岡 八幡平市役所(多目的ホール)	13(木)	11(木)	10:00~15:30
ゆはず交流館(岩手町)	19(水)	17(水)	10:00~15:30
葛巻町役場	26(水)	7月はお休みです	10:30~15:00
紫波町役場	6月はお休みです	24(水)	10:00~15:30
一関 陸前高田市役所	20(木)	7月はお休みです	10:30~15:30
大船渡市役所	27(木)	25(木)	10:30~15:30
奥州市役所(本庁)	6月はお休みです	4(木)	10:00~15:30
奥州市役所(江刺総合支所)	6(木)	7月はお休みです	10:00~15:30
宮古 青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	20(木)	18(木)	10:00~15:30
花巻 遠野市役所本庁舎3階	6(木)	4(木)	10:30~15:30
二戸 久慈市文化会館(アンバーホール)	6(木)	4(木)	10:30~16:00
	20(木)	19(金)	10:30~16:00

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。

※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代) → 5
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代) → 1→2
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代) → 5
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代) → 1→2
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代) → 5

自動音声案内番号

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。

【予約の申込方法】

- 1. 予約相談日の1か月前から前日まで受付。
- 2. 申込の際は、基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書等をご準備ください。

【年金相談に必要なもの】

- 1. 年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証等、本人確認ができるものを2つ以上ご持参ください。
- 2. 本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の身分証明書(運転免許証等)が必要になります。

※年金請求に関してはインターネット予約(年中無休)8時から23時30分